



オンライン授業に係る制度と 新型コロナウイルス感染症の影響による学生 等の学生生活に関する調査

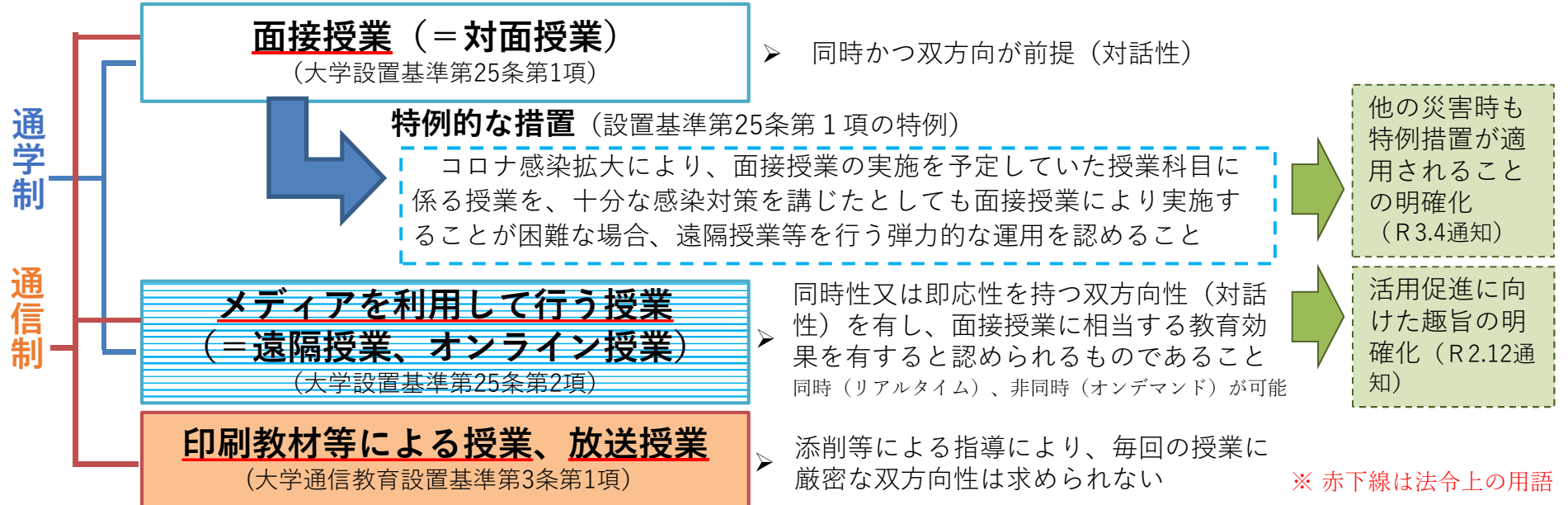
令和3年7月7日

第9回 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会

オンライン授業に係る制度について (法令上の規定及び取扱い)

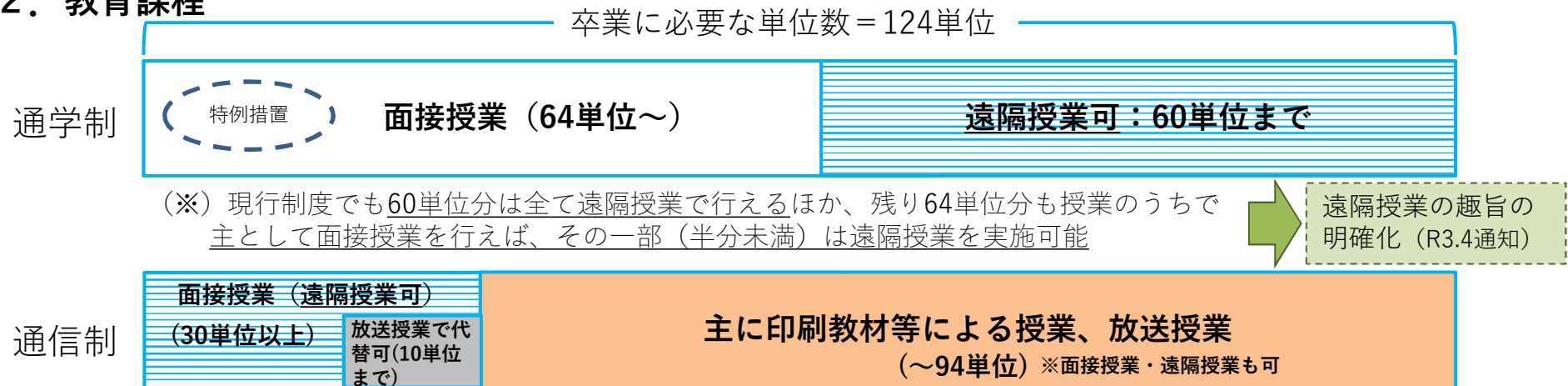
大学における授業の方法と教育課程

1. 授業の方法



(注) 「メディアを利用して行う授業」については「オンライン授業／教育」「遠隔授業」等、様々な用語が用いられているが、質保証システム部会、教育再生実行会議の資料においては、いずれも法令上は「メディアを利用して行う授業」を指す。

2. 教育課程



(※) 通信教育課程の場合、面接授業を全く行わなくても可能 (例: サイバー大学、ビジネス・ブレイクスルー大学)

大学における授業に関する法令上の規定等

○大学設置基準（昭和31年10月22日）

第二十五条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところ【※】により、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

【※】平成13年3月30日文部科学省告示第51号 「メディアを利用して行う授業」について

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において面接授業に相当する教育効果を有すると認められるもの。

1. 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所において履修させるもの
2. 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員もしくは指導補助者が当該授業の終了後速やかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの

第三十二条

- 5 前四項又は第四十二条の十二の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第二十五条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。

○大学通信教育設置基準（昭和56年10月29日）

第三条 授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業（以下「印刷教材等による授業」という。）、主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業（以下「放送授業」という。）、大学設置基準第二十五条第一項の方法による授業（以下「面接授業」という。）若しくは同条第二項の方法による授業（以下「メディアを利用して行う授業」という。）のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 印刷教材等による授業及び放送授業の実施に当たっては、添削等による指導を併せ行うものとする。

第六条 卒業の要件は、大学設置基準第三十二条第一項の定めるところによる。

- 2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数百二十四単位のうち三十単位以上は、面接授業又はメディアを利用して行う授業により修得するものとする。ただし、当該三十単位のうち十単位までは、放送授業により修得した単位で代えることができる。

新型コロナウイルス感染症の影響による 学生等の学生生活に関する調査

新型コロナウイルス感染症の影響による学生等の 学生生活に関する調査（結果）

調査概要

趣旨：新型コロナウイルス感染症による学生生活への影響について実態を把握することにより、今後の国及び大学等における学生への支援策の検討に役立てる。

対象：無作為に抽出した学生約3,000名⇒有効回答者：1,744名

方法：国立教育政策研究所及び大学等の協力を得て、文科省が作成したWEBサイトより、学生が直接回答。

期間：令和3年3月5日～27日

サンプル特性

○ ①宣言地域内・外、②国・公・私・高専、③学生数の規模別（3段階）で層化し、学生数を比例配分することにより、約60校を抽出。各学校で、学部や学年のバランスを考慮し、50名程度を抽出し、調査を実施。

○ **概ね、実際の学生数の比率に応じた割合で抽出。**

（1）2021年1月の緊急事態宣言地域（※）

「内」・「外」

※2021年1月8日付（東京、埼玉、千葉、神奈川）及び
1月14日付（栃木・岐阜・愛知・京都・大阪・兵庫・福岡）
の11都府県

地域「内」	64.0%
地域「外」	36.0%

（2）国公立大学・高等専門学校

国立大学	21.9%
公立大学	6.0%
私立大学	68.7%
高等専門学校	3.4%

（3）学年

学部・短大1年（高専4年）	25.5%
学部・短大2年（高専5年）	26.3%
学部・短大3年	21.8%
学部4年	13.1%
学部5年以上	2.2%
大学院生	11.1%

その他、

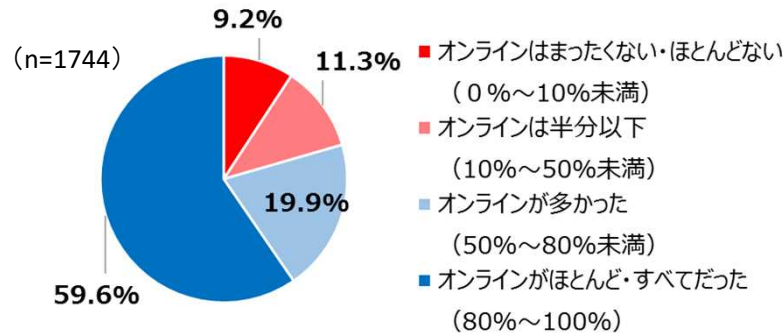
- ・学部の割合は過去の調査と比較して、特段偏りなく抽出できている。
- ・男女比も概ね均等。

1. オンライン授業について

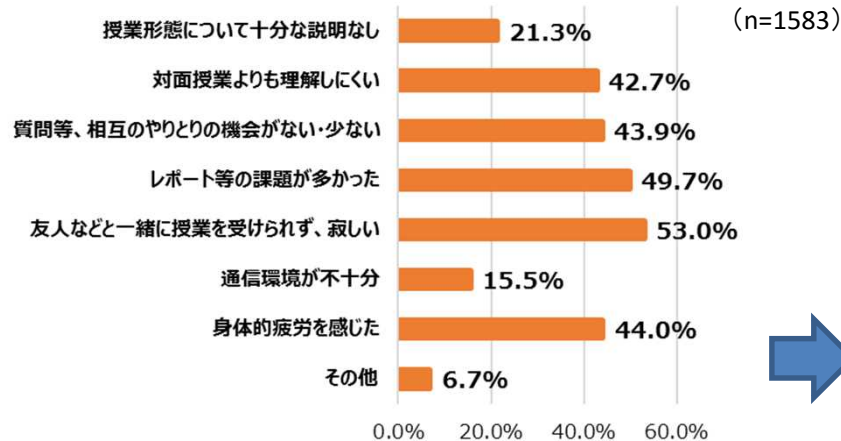
- 令和2年度後期に履修した授業のうち、**オンライン授業がほとんど又はすべてだったと回答した学生は、全体の6割。**
- **全体的な満足度としては、不満を感じる割合より満足を感じる割合の方が多い。**
- オンライン授業について、良かった点として、**自分の選んだ場所で授業を受けられることや、自分のペースで学修できること**が多く回答された一方で、悪かった点として、**友人と受けられない、レポート等の課題が多い、質問等双方向のやりとりの機会が少ない、対面授業より理解しにくい**などが多く回答された。

(1) オンライン授業の割合 (令和2年度後期)

以前実施した、令和2年度後期授業の実施方針における調査では、「ほとんど遠隔」と回答した大学等は約15%であったが、学生の履修した科目から見ると、ほとんどオンラインだった学生は6割にのぼった。



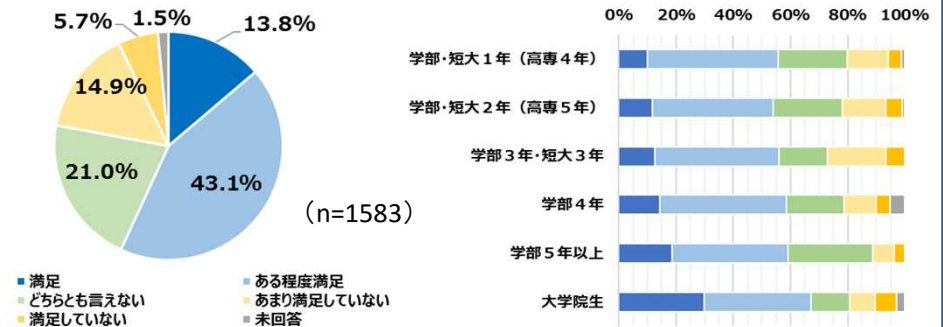
(3) オンライン授業の悪かった点 ※複数回答



(2) オンライン授業の良かった点 ※複数回答



(4) オンライン授業の満足度 (左: 全体、右: 学年別)



その他、回答者の周りの学生の満足度についても質問したところ、「満足」及び「ある程度満足」の合計が37.9%であったのに対し、「あまり満足していない」及び「満足していない」の合計が24.6%。

理解のしにくさや、人との関わりがないことなど教育の質に関わる課題等により不満を持つ学生もおり (満足していない: 5.7%、あまり満足していない: 14.9%)、オンライン授業の実施に当たっては、学生の声を丁寧に聞き、質の向上に努めることが必要。⁷

2. 経済状況について

- 令和2年度における国や学校などによる支援の利用状況について、**支援を受けていない学生は、全体の約5割。そのうち約4分の3が、「支援が必要ない」と回答。**一方で、約15%の学生が、支援策がよく分からない等により、必要だったが申請に至らなかった。
- 令和2年度にアルバイトをしていた学生は約8割。**アルバイト収入の主な用途は、娯楽・交際費、貯金、食費が多い。**

(1) 過去1年間に受けた国や学校による支援

※複数回答可

(n=1744)

支援策	割合
①高等教育の修学支援新制度 (国による給付型奨学金、授業料等減免)	8.5%
②「学びの継続」のための学生支援緊急給付金	7.2%
③日本学生支援機構の貸与型奨学金	28.1%
④学校による独自の授業料等減免 (①以外の授業料等減免)	7.5%
⑤学校による授業料の納付(支払い)の猶予	1.8%
⑥学校による独自の支援 (給付金、奨学金、その他物品の支給・貸与 など)	15.4%
⑦地方自治体や民間等の奨学団体による奨学金	3.7%
⑧その他	1.4%
⑨受けていない(受けたことはない)	49.9%

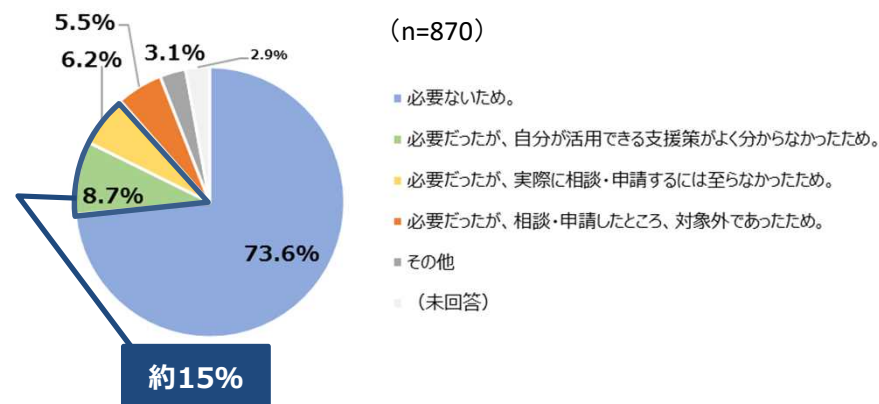
(3) 令和2年度にアルバイトをしていたか

(n=1744)

回答	割合
はい	79.2%
いいえ	20.8%

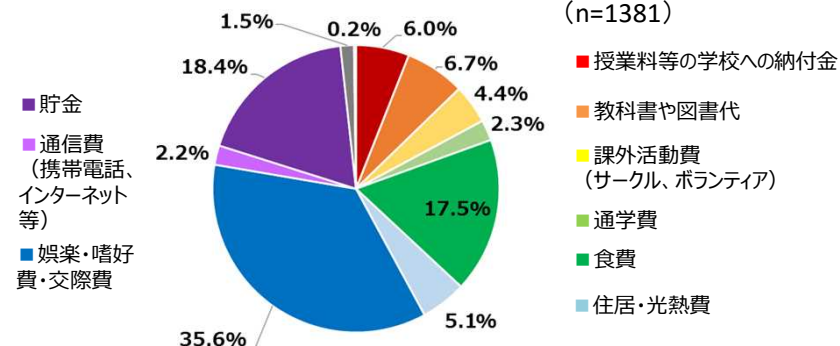
(2) 経済支援を受けていない理由

(n=870)



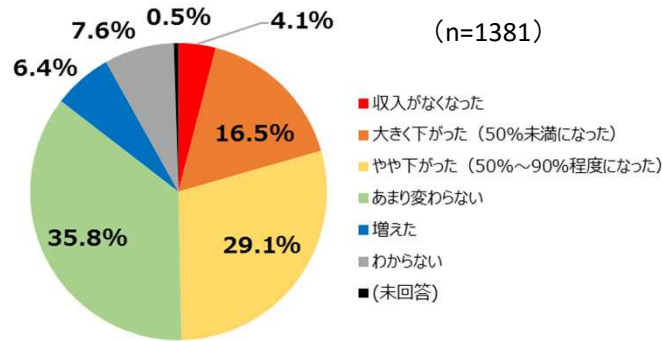
(4) アルバイト収入の用途 ※主なものを1つ回答

(n=1381)

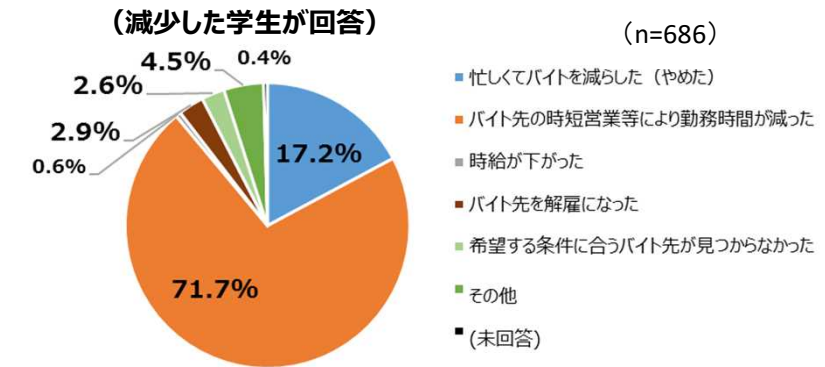


○ **令和3年1～2月（緊急事態宣言発令中）のアルバイト収入が、令和2年10～12月（未発令時）より大きく減少した学生は約2割。また、減少した学生のうち、約7割が、勤務先の時短営業等の影響を受けた。**

(5) 令和3年1～2月のアルバイト状況



(6) アルバイト収入が減少した理由



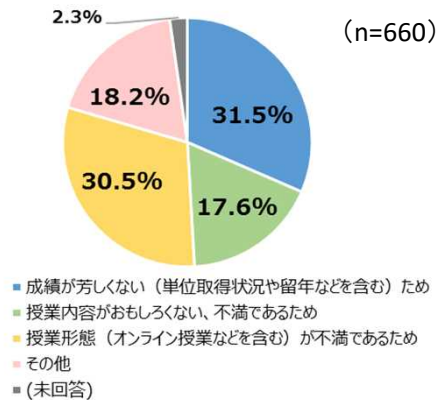
➡ 支援が必要ないと回答した学生も多いが、支援策が十分に理解されない等により支援策を利用しなかった者も一定数存在。緊急事態宣言等に伴うアルバイトのシフト減による収入減については、政府の支援策がしっかり活用されるよう、学生に対する積極的な周知や、学生に対する相談体制の強化が必要。(例：休業支援金・給付金)

3. 悩みについて

○ 学生生活における悩みとしては、**将来のキャリアに関する悩みが最も多い。**

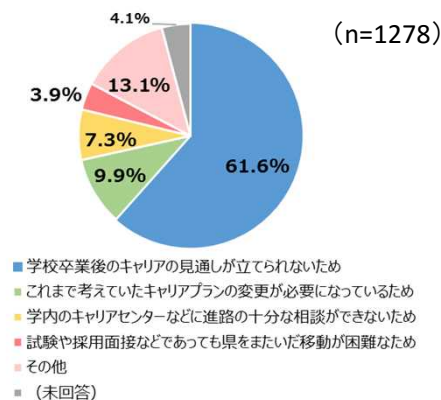
(1) 授業等に関すること

⇒悩みを抱える学生は**37.9%**
(以下はその理由の内訳)



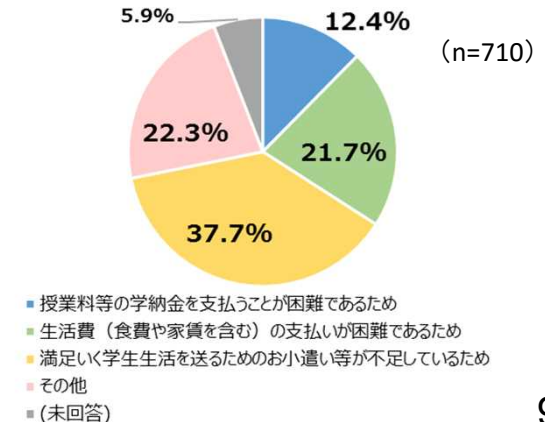
(2) 将来のキャリアに関すること

⇒悩みを抱える学生は**73.3%**
(以下はその理由の内訳)



(3) 経済的な状況に関すること

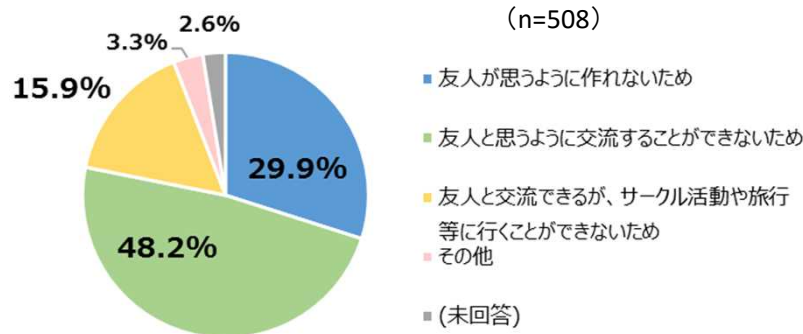
⇒悩みを抱える学生は**40.7%**
(以下はその理由の内訳)



○ 学内の友人関係に関する悩みを抱える学生は約 3 割だが、**友人関係の悩みは、学部1年生で割合が高い。**

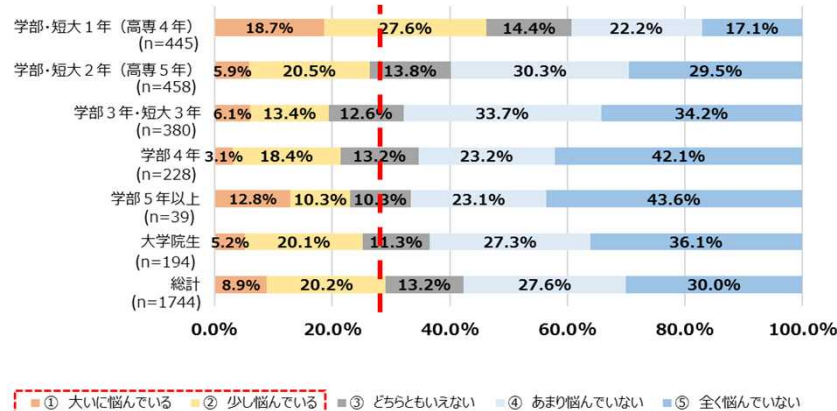
(4) 学内の友人関係に関すること ⇒悩みを抱える学生は29.1%

(以下左は、その理由の内訳。)



【学年別】

※全体では29.1%だが、学年別にみると学部1年生でその割合が高い。



○ 学生の相談先としては、友人等、家族等、同級生等が多く、**学校の相談窓口等へ相談する者は少ない。**

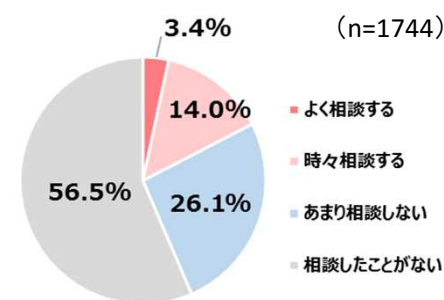
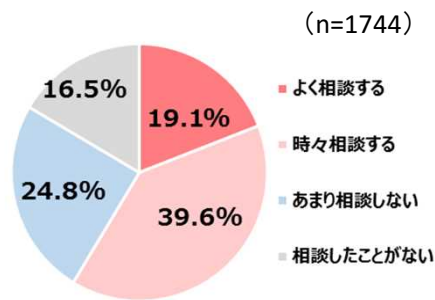
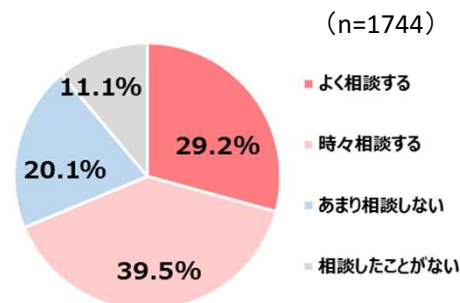
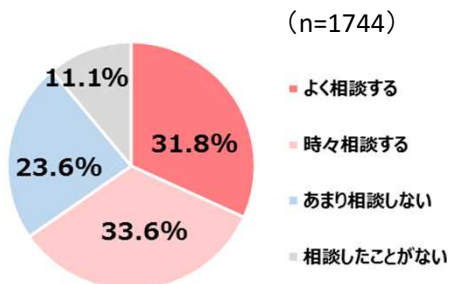
(5) 悩みを改善・解決するための相談先

① 保護者や兄弟姉妹など ⇒相談する学生は**65.4%**

② 友人など ⇒相談する学生は**68.7%**

③ 校内の同級生・先輩後輩 ⇒相談する学生は**58.7%**

④ 学校の教職員や相談窓口 ⇒相談する学生は**17.4%**



※「相談する学生」の数値は、いずれも「よく相談する」及び「時々相談する」と回答した割合の合計



悩みを抱えた学生に対しては、身近な立場にあたる大学等において、より一層の相談体制の強化を図っていくことが必要。

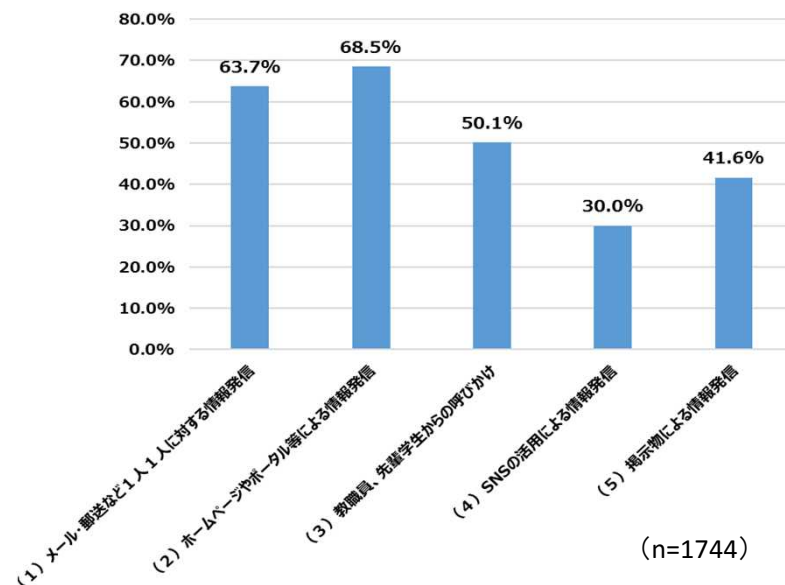
4. 情報発信について

- 不安や悩みを抱えた学生のための情報発信として、自分の学校における情報発信をどの程度目にするかについて、**「見る」又は「時々見る」ものが多いのは、大学のホームページやポータルサイト、メール等による一人一人への情報発信。**

(グラフは、全学生のうち、それぞれについて「見る」「時々見る」と答えた学生の割合。
なお、過去1年間に経済的な支援を受けた学生に限定した場合でも、概ね同様の割合である。)



大学からの情報発信を目にする学生の割合は、多くても6～7割にとどまっており、更なる工夫・強化が必要。



5. 退学・休学について

(n=1744)

退学することを、真剣に考えている	0.1%
退学することを、少し考えている	1.1%
休学することを、真剣に考えている	0.7%
休学することを、少し考えている	2.5%
退学及び休学することは、考えていない	95.5%

- **退学について**、3月時点で、退学することを考えている学生数の割合の合計は1.2%であったが、令和2年度中（1年間）に実際に退学した学生数の、全体に占める割合（実績）は1.95%（※）であり、**令和元年度中の割合（実績）が2.50%であったことも踏まえると、退学者が急増しているわけではない。**
- **休学について**、3月時点で、休学することを考えている学生数の割合の合計は3.2%であったが、令和2年度中（1年間）に実際に休学した学生数の、全体に占める割合（実績）は2.26%（※）であった。
1年間の実績よりも、3月時点で検討している者の数の方が上回っているが、これは休学理由として、今後、海外留学を考えているとの自由記述が多く見られたことによるものであると考えられる。

（※）「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生への支援状況等の調査結果（令和3年3月末時点）」

6. 国や学校などへの意見・要望

オンライン授業について

(肯定的な意見)

- ✓ オンラインでも質が保たれる授業はあったため、コロナ後も適宜導入すべき。
- ✓ コロナ禍以前に戻すことなく、新しい大学の在り方を考えてほしい。

(否定的な意見)

- ✓ 孤独や学修への意欲の低下を感じる。
- ✓ レポート等の課題が増えることへの合理的な説明をしてほしい。

(授業形態に関する今後の課題等)

- ✓ 学部や学年ごとにオンライン授業を選択できて良いのではないかと。
- ✓ 授業はオンラインでも良いが、ゼミや就職のための講座は対面が良い。
- ✓ オンラインでも、グループワークや教授からのフィードバックなど、一方通行ではない双方向のやり取りに関する工夫をしてほしい。

(受講環境に関する課題等)

- ✓ オンライン授業に必要な技術やトラブルを解決してくれる窓口が充実するとよい。
- ✓ 教職員の負担が大きいと感じる。また、教員毎にオンラインのツールに関する理解が異なっているため、教員に対するオンライン授業のガイドラインの配布や講習会などの実施を進め、授業の質向上に取り組んでいただきたい。
- ✓ 通信環境の整備や空き教室等の受講場所の提供ができるとうい。

経済的な支援について

- ✓ 授業料が高く、オンライン授業とするのであれば、学費を減額してほしい。
- ✓ 施設利用料について、使用しないのであれば減額してほしい。

情報発信について

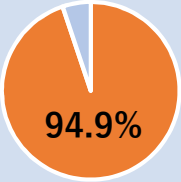
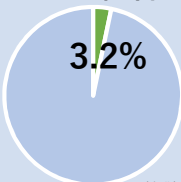
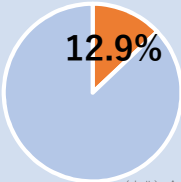
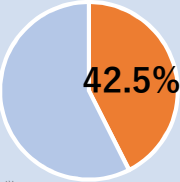
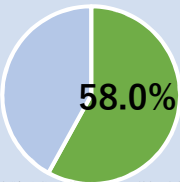
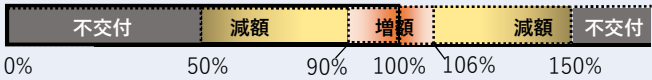


- ✓ 情報の、迅速で確実な発信・周知をしてほしい。
- ✓ どのように学費が利用されているのか学生に説明する責任があるのではないかと思う。

その他（交流機会、課外活動、相談窓口等）

- ✓ 学びにおいて人との交流も不可欠。オンライン・SNS上の交流のみでは不十分である。また、横のつながりだけでなく縦のつながりも重要。
- ✓ 友達を作る機会を少しでもいいから作ってほしい。
- ✓ 無理にリスクのある時期に課外活動の許可を行う必要はないと思うが、こうしたつながりの場を学生が大いに求めているということは知っておいてもらいたい。
- ✓ もっと先生方と話し合える機会がほしい。授業に関することや、課題、自主学習、資格取得などについて相談したいときに相談できる先生がいるととても助かる。
- ✓ 学生の悩みの受け入れ先を作ってほしい。
- ✓ 孤独を感じている学生への精神的なサポートを。

參考資料

通学制大学と通信制大学について

	通学制大学	通信制大学			
基本的性格 ・ 教育課程	卒業に必要な単位数 = 124単位 面接授業 遠隔授業可：60単位まで ・面接授業の一部を遠隔授業で実施する場合、主として面接授業を実施するものは、大学設置基準第32条第5項に定める上限に含める必要はないこと ・面接授業に相当する教育効果を有すると認められること ⇒ 双方向性を有すること（同時双方向性を有する又は補助者による対面指導又は教員等が授業終了後速やかに指導すること）	卒業に必要な単位数 = 124単位 ②30単位 = 面接授業（遠隔授業可） ①94単位 = 主に印刷教材による授業、放送授業等 ③②のうち10単位 = 放送授業で代替可			
○構造の違い					
学生構成 ・ 最低年限超過状況	18・19歳入学者割合  (出典) 令和2年度学校基本調査	最低在学年限超過学生割合  (出典) 令和2年度学校基本調査	18～22歳学生割合  (出典) 令和2年度学校基本調査	有職者割合  (出典) 令和2年度学校基本調査	最低学年数超過卒業生割合  (出典) 大学通信教育等における情報通信技術の活用に関する調査研究協力者会議資料(H24.12.19)
定員管理 ・財政支援 (私学助成の例)	(収容定員(学部))  (入学定員(学部))  (4～8,000人の大学は120%、8,000人以上の大学は110%)	(収容定員) ※定員超過・割れによる不交付はなし  (入学定員) ※左記の仕組みは存在しない			
コスト ・ 教員数/施設	○国立大学(入学科・授業料 ※4年分) 約240万円 ※仮に経済学部・工学部(各々収容定員4,000人、1学科のみ)とする大学の場合の試算(教員数・校舎面積) (教員数) 143人 (校舎面積) 62,641m ²	○放送大学(入学科・授業料 ※卒業までに要する学費) 約70万円 (教員数) 42人 (校舎面積) 12,440m ² 注：インターネット等のみの授業の場合、校舎基準は適用されない			

大学等における遠隔授業の取扱いについて（令和3年4月2日高等教育局長通知）①

1. 遠隔授業の実施に関する取扱い

- 大学設置基準第25条第2項等で規定する遠隔授業により実施する授業科目において修得する単位数は、同令第32条第5項等の規定により60単位を超えないものとして上限が設定されているが、同令第25条第1項等で規定する面接授業により実施する授業科目は、主に教室等において対面で授業を行うことを想定したものであり、例えば、面接授業の授業科目の一部として、いわゆる同時性又は即応性を持つ双方向性（対話性）を有し、面接授業に相当する教育効果を有すると認められる遠隔授業を実施する授業時数が半数を超えない範囲で行われる授業科目については、面接授業の授業科目として取り扱い、上記上限の算定に含める必要はないこと。
- 通信教育を行う大学・学部においては、大学通信設置基準第6条の規定により、同令第3条第1項で定める大学設置基準第25条第2項の規定による遠隔授業によって実施する授業科目で修得した単位のみ卒業も認められること。
- 上記取扱いにより、例えば、海外に在住する日本人学生や自国にいる外国人留学生に対し、海外から遠隔授業による履修や日本を訪問し国内で面接授業を履修するなど、柔軟に教育手法を組み合わせ教育が行えるなど、大学での創意工夫が可能であること。
- なお、通信教育を行う大学以外の大学は、学生がキャンパスに来て学ぶことを前提とした学校であり、各大学は、学生に寄り添った対応を講じ、学生が安心し、十分納得した形で学修できる環境を確保することが重要であること。

2. 感染症や災害の発生等の非常時における特例的な措置に関する取扱い

- 令和2年7月27日付大学振興課事務連絡「本年度後期や次年度の各授業科目の実施方法に係る留意点について」等において示している通り、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、本来授業計画において面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を面接授業により予定通り実施することが困難な場合において、大学設置基準第25条第1項等に規定する面接授業の特例的な措置として遠隔授業を行うなどの弾力的な運用が認められているが、今後も、感染症や災害の発生等の非常時においては、当該感染症や災害等の状況に応じて、本来面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を面接授業により実施することが困難な場合において、面接授業の特例的な措置として遠隔授業を行うなどの弾力的な運用が認められること。

大学等における遠隔授業の取扱いについて（令和3年4月2日高等教育局長通知）②

3. その他

- 1. で示した遠隔授業の実施に関する取扱いについて、遠隔授業の実施方法・形態として様々なものが考えられることから、今後必要に応じて具体的な取扱い例について、令和2年5月22日大学振興課事務連絡「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ & A等の送付について（5月22日時点）」を更新する形で示す予定であること。
- 2. で示した大学設置基準第25条第1項等に規定する面接授業の特例的な措置として弾力的な運用が認められる遠隔授業の取扱いについては、いわゆる同時性又は即応性を持つ双方向性（対話性）を有し、面接授業に相当する教育効果を有すると認められるものであることなど、令和2年12月23日高等教育局長通知「大学等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底と学生の学修機会の確保について」等で示す留意事項について引き続き参照すること。
- 1. 2. で示した取扱いについては、留学生についても適用されること。また、留学生に対する学修機会の確保等については、令和3年3月31日高等教育局事務連絡「新型コロナウイルス感染症に関する日本人留学生及び外国人留学生等への情報提供及び学生の学修機会の確保について」を引き続き参照すること。
- 新型コロナウイルス感染症の影響下における授業の実施に当たっては、先に令和3年3月4日付高等教育局長通知「令和3年度の大学等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について」において示しているとおり、十分な感染対策を講じた上での面接授業の実施など、学修者本位の教育活動の実施と新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組に努めること。

遠隔授業の活用等に係るQ & A（令和3年5月14日事務連絡）（抄）①

問9 遠隔授業の実施方法として、一度に対面で受講する人数を制限し、一部の者は面接授業により、残りの者は遠隔授業（同時双方向）により受講させる授業を交互に行う場合、このような授業科目の扱いはどのように考えるか。【新規】

- 例えば、受講者を半数に分け、交互に対面と遠隔とによる受講を行う場合など、全ての学生が半分以上の授業時数を対面で受講する機会を設ける授業科目は、面接授業として取り扱うことで差し支えありません。

問10 授業科目として全ての学生に対し、半分以上の授業時数を対面で受講することを求めていたとしても、特定の学生が病気等により対面での授業を受けられない回が生じ、半分以上の授業時数を対面で受講できなかった場合、その当該学生の授業科目における扱いはどのように考えるのか。【新規】

- 結果として、一部の学生の事情により、当該学生が対面で受講する授業時数が半分未満となった場合でも、当該授業科目は面接授業として取り扱うことで差し支えなく、当該学生を含めて、大学設置基準第25条第2項の授業の方法により修得する単位として計算する必要はありません。

問11 授業科目として全ての学生に対し、半分以上の授業時数を対面で受講することを求めていたとしても、基礎疾患等を有する一部の学生が感染リスクを恐れる場合など、大半の授業を遠隔授業での受講を希望する学生がいる場合はどのように扱うのか。【新規】

- 問10と同様、全ての学生に対し、半分以上の授業時数を対面で受講するよう求めている場合であれば、基礎疾患を有する学生や障害を有する学生など一部の学生個人の希望により、結果として当該学生が対面で受講する授業時数が半分未満となった場合があるとしても、当該授業科目は面接授業として取り扱うことで差し支えなく、当該学生を含めて、大学設置基準第25条第2項の授業の方法により修得する単位として計算する必要はありません。

問12 1つの授業科目の受講者を2グループに分け、15コマの授業を面接授業と遠隔授業とでグループ別に交互に実施した場合、一方のグループは対面での授業時数が半分を下回る場合も考えられるがどのように取り扱うのか。【新規】

- 面接授業として取り扱うためには、例えば、全員の対面での参加を求める授業を1回以上設けるなど、いずれのグループも半分以上の授業時数を対面で受講できるようになっている必要があります。

遠隔授業の活用等に係るQ & A（令和3年5月14日事務連絡）（抄）②

問13 ある授業科目の授業時数(例:100分)を2つに分割して実施することとし、学生は50分相当の遠隔授業(オンデマンド)を受講するとともに、面接授業(反転学修型)を50分間教室で受講する場合は面接授業として取り扱ってよいか。【新規】

- 分割した授業時数を一体の面接授業として取り扱うためには、
 - ① 平成13年文部科学省告示第51号2号で定める授業終了後の指導等の要件を担保すること、若しくは、遠隔授業(オンデマンド)と面接授業が交互に行われ、面接授業の中で遠隔授業(オンデマンド)で学ぶ内容の指導が行われるよう授業設計されていること、
 - ② 当該授業科目の講義等における総授業時数の半分以上について対面での授業が実施されていること、
 - ③ 講義等の時間以外にも、授業外学修時間を課す手立てを確保していること、など、遠隔授業(オンデマンド)の取組により実質的に授業外学修時間が代替されるようなことがないなど、授業科目全体として適切な教育が行われるよう留意が求められます。
- このような取り扱いが確保されている限りにおいて、お尋ねのような形での授業の実施を面接授業として取り扱うことが可能と考えられます。